災害時における物資の保管等に関する協定書

久喜市(以下「甲」という。)と埼玉県倉庫協会東部地区協議会(以下「乙」という。)は、久喜市内に地震、風水害その他による災害が発生した場合(以下「災害時」という。)の救援物資の受入れ、仕分け、保管及び出庫(以下「物資の保管等」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

- 第1条 この協定は、災害発生時における物資の保管等の協力に関する手続き等を定めるものとする。 (協力要請)
- 第2条 甲は、久喜市災害対策本部(以下「災対本部」という。)が設置されたときには、乙に対し、 物資の保管等の要請をすることができるものとする。
- 2 物資の保管等の要請にあたっては、原則として甲と乙の間であらかじめ指定した乙の会員事業者 (以下「会員」という。)に対し、「災害時における物資の保管等要請書」(様式第1号)に次の項目 を記載して行うものとする。ただし、文書による要請が間に合わない場合は、口頭によるものとし、 その後速やかに文書を送付する。
 - (1) 災害の状況及び要請を行う事由
 - (2)物資の保管等を実施する期間
 - (3)物資の保管等を実施する品目および数量
 - (4) その他必要な事項
- 3 前項の会員については、別記によりあらかじめ指定しておき、変更等があった場合には、甲と乙を 含めた協議を行うものとする。
- 4 甲は、物資の保管等を実施する上で助言の必要性を認めたときには、乙に対し、物資の保管等に関する助言を行う物流専門家の災対本部への派遣を要請することができるものとする。

(物資の保管等の実施)

- 第3条 会員は、特段の事情がない限り、甲から物資の保管等の要請があった場合、協力が可能な範囲において物資の保管等の実施に努めるものとする。なお、当該業務の終了後は、速やかに「災害時における物資の保管等実施報告書」(様式第2号)により報告を行うものとする。
- 2 物資の保管等にかかる対象品目は、飲料水、常温による保存が可能な食料品、衛生用品等とし、パレット単位に組み替えることができる量の単一品目で取り扱うものとする。
- 3 乙は、前条第4項の規定による甲の要請があったときは、可能な限り物流専門家の派遣に努めるものとする。

(経費の負担)

- 第4条 第3条第1項の規定に基づく物資の保管に要した保管料、荷役料等の費用(以下「保管料等」という。)は、甲が負担するものとする。
- 2 前項の費用のうち倉庫に係る保管料等は倉庫業法施行規則第24条に基づき会員が国土交通省に

届出した倉庫料金届出書を参考として、甲乙及び会員による協議の上、決定するものとする。

- 3 前条第3項の規定による派遣に要した報償費及び費用弁償等の費用(以下「派遣費用等」という。) は、甲が負担するものとする。
- 4 前項の費用は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(保管料及び派遣費用の支払)

- 第5条 会員は、前条第1項に規定する保管料等を甲に請求するものとする。
- 2 乙は、前条第3項に規定する派遣費用等を甲に請求するものとする。
- 3 甲は、前2項の請求があった場合には、特段の事情がないかぎり、その日から起算して30日以内 に支払うものとする。

(事故発生時の取扱い)

第6条 事故の発生等により、会員による物資の保管等の継続に困難な事由が発生した場合は、会員は、 速やかに甲に対しその状況を報告し、指示を受けるものとする。

(損害の負担)

第7条 第3条の規定による物資の保管等により生じた損害の負担は、甲乙及び会員が協議して定める。 ただし、会員の責に帰する理由により生じた損害の負担は、会員が負うものとする。

(情報提供)

第8条 甲乙及び会員は、それぞれが知り得た災害に関する情報をお互いに提供するように努めるものとする。

(滴用)

第9条 この協定は、平成25年3月21日から適用する。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、甲乙及び会員が協議をして定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年3月21日

埼玉県久喜市下早見85番地の3

甲 久喜市

久喜市長

埼玉県久喜市中央2丁目4番7号

乙 埼玉県倉庫協会東部地区協議会

会長